

学生発表賞選考規則

平成 24 年 5 月 30 日企画実行委員会制定

令和 3 年 5 月 11 日理事会改定承認

(総則)

第 1 条 エネルギー・資源学会「学生発表賞」については、この選考規則の定めるところによる。

(対象)

第 2 条 本賞は、本会の学生会員で、エネルギー・資源・環境に関し、本会の研究発表会あるいはコンファレンスで優れた研究発表を行った者（原則として過去に主執筆者として本賞の受賞のない者に限る）に授与する。

(賞)

第 3 条 本賞は毎年 3～4 件程度とし、賞状および副賞として金一封を贈呈するとともに、継続して正会員移行後 1 年間は会費を免除する。

(受賞候補の選考)

第 4 条 受賞候補者の選考のために、茅賞・学生発表賞選考委員会をおく。
2. 選考委員は毎年会長が委嘱する。委員長は会長の指名する者とする。
3. 選考委員会内規は別に定める。

(受賞者の決定)

第 5 条 受賞者の決定は、理事会の決議を経て行うものとする。

(受賞者の表彰)

第 6 条 受賞者の表彰は、毎年研究発表会に付随した表彰式で行う。

(改廃)

第 7 条 本選考規則の改廃は、企画実行委員会の審議を経て行う。

附則

この選考規則は、令和 3 年 5 月 11 日より実施する。(名称変更、改廃追加)